

阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における避難弱者に対し、耐震性の高いスペースを確保するため、旧基準木造住宅の所有者が行う耐震シェルターの設置に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とし、その交付に関しては、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件をすべて満たすものをいう。

ア 阿久比町内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限る。）であること。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除くものとする。

イ 店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものであること。

ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

エ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 阿久比町が実施した無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震シェルター 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルターであると町長が認めるものをいう。

- (5) 補助対象建築物 次のいずれにも該当する旧基準木造住宅とする。
- ア 木造住宅耐震診断の結果、判定値が0.4未満又は得点が40点未満と診断されたもの
 - イ この要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルターの設置をしていないもの
 - ウ 阿久比町民間木造住宅耐震改修費補助金又はその他の補助制度に基づく補助金の交付を受けていないもの
- (6) 高齢者 補助金を申請する年度の年度末時点で65才以上の者をいう。
- (7) 障がい者 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ウ 愛知県知事の発行する療養手帳又は愛護手帳の交付を受けた者
- （補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 木造住宅耐震診断を実施した旧基準木造住宅の居住者であること。
- (2) 町税を滞納していない者であること。
- (3) 阿久比町暴力団排除条例（平成25年阿久比町条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団員でないこと。

（補助の制限）

第4条 補助の対象となる耐震シェルターの基数は、補助対象建築物1戸当たり1基とする。

（補助金の額）

第5条 補助金は、耐震シェルターの購入、運搬、整備及び床の補強工事に要する費用を対象とし、25万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震

シェルターの設置に着手する前に、耐震シェルター設置費補助金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(第2条第2号によるものに限る。)
- (2) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 世帯に高齢者又は障がい者が含まれる場合は、高齢者又は障がい者であることを証する書類の写し
- (4) 前号の書類の写しで住所が確認できない場合は、住民票の写し
- (5) 申請者と住宅所有者が異なる場合、住宅所有者の同意書（様式第2）
- (6) 案内図及び平面図（設置予定場所を明示したもの）
- (7) 設置予定場所の写真
- (8) 町における税の滞納がないことを証明するもの
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前項第8号に規定する町における税の滞納がないことを証明するものについては、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式第3）をもってこれに代えることができるものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター設置費補助金交付決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第8条 前条による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の通知書を受けた後、申請内容を変更しようとするときは、速やかに耐震シェルター設置費補助金変更承認申請書（様式第5）に第6条各号に掲げる書類のうち計画変更に係るものを添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、耐震シェルター設置費補助金変更承認通知書（様式第6）により交付決定者に通知す

るものとする。

(補助事業の中止)

第9条 交付決定者は、耐震シェルターの設置を中止しようとするときは、次条に規定する完了実績報告書を提出するまでに、耐震シェルター設置中止届(様式第7)を町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第10条 交付決定者は、耐震シェルターの設置が完了したときは、当該設置の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、耐震シェルター設置完了実績報告書(様式第8)に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 請求書及び領収書の写し
- (3) 設置前、設置中、設置完了後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による完了実績報告書を受理し、相当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、耐震シェルター設置費補助金確定通知書(様式第9)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条による確定通知書を受けた者は、通知書を受けた日から起算して10日以内に耐震シェルター設置費補助金支払請求書(様式第10)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、第7条及び第11条の規定による通知書を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第10条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第14条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話

耐震シェルター設置費補助金交付申請書

阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 _____円
- 2 設置場所 阿久比町_____
- 3 建築時期 明治・大正・昭和_____年 _____月
- 4 耐震評点 1階 X方向_____ Y方向_____
2階 X方向_____ Y方向_____

実施事業名等（該当するものを○で囲む。）

ア 阿久比町民間木造住宅耐震診断事業（_____年度実施）

イ 愛知県建築住宅センターによる木造住宅耐震診断（_____年度実施）

診断者氏名 _____

資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第_____号

（ ）級建築士（ ）登録 第_____号

- 5 設置業者 住所 _____
会社名 _____
電話 _____担当_____

6 予定工期 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

7 補助対象経費 _____円

様式第2（第6条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住所

申請者

氏名

電話

耐震シェルター設置に関する同意書

私は、申請者が下記に所在する住宅において、阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付要綱に基づき、耐震シェルターを設置することを住宅所有者として同意します。

記

住宅所在地 阿久比町 _____

年 月 日

住宅所有者

住所

氏名

電話

様式第3（第6条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住所

申請者

氏名

町税納付状況確認同意書

阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が町税の納付状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合には、町税の納税証明書等町における税の滞納がないことを証明するもの（手数料必要）を提出してください。

様式第4（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久比町長 印

耐震シェルター設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 設置場所 阿久比町_____
- 2 交付決定額 金_____円
- 3 交付の条件

様式第5（第8条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所

申請者

氏 名

耐震シェルター設置費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けた耐震シェルターの設置の内容を、下記のとおり変更したいので、阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更補助申請額 _____円
- 2 設置場所 阿久比町_____
- 3 変更の理由

- 4 変更の内容

- 5 変更補助対象工事費 _____円
- 6 添付書類
 - ・変更内容のわかる書類

様式第6（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久比町長 印

耐震シェルター設置費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震シェルターの設置の変更に
ついては、阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定
により、下記のとおり補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

- 1 設置場所 阿久比町 _____
- 2 変更後の交付決定額 金 _____ 円
- 3 その他

様式第7（第9条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所

申請者

氏 名

耐震シェルター設置中止届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けた耐震シェルターの設置については、阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり中止したいので届け出ます。

記

1 設置場所 阿久比町_____

2 中止の理由

様式第8（第10条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住 所

申請者

氏 名

耐震シェルター設置完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた耐震シェルターの設置が下記のとおり完了したので、阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 設置場所 阿久比町_____

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

様式第9（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久比町長 印

耐震シェルター設置費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定したので、阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 設置場所 阿久比町_____
- 2 確定補助額 金_____円

様式第10（第12条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所
氏名

耐震シェルター設置費補助金支払請求書

阿久比町耐震シェルター設置費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 設置場所 阿久比町 _____

2 支払請求額 金 _____ 円

振込先	金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通 当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

ゆうちょ銀行

金融機関コード	店名	預金種目	口座番号
9 9 0 0			
フリガナ			
口座名義人			